

年金改革法 成立

パートら拡大 企業に負担

厚生年金の加入対象となるパートらの範囲拡大や、年金の受給開始年齢を75歳まで繰り下げ可能にするなど、柱の年金改革関連法が29日、参院本会議で成立した。加入者によっては

将来の年金が増える一方、企業側には社会保険料の負担が生じる。▼10面

将来の年金が増える一方、企業側には社会保険料の負担が生じる。▼10面

厚生年金が適用される人は約65万人増える見込み。厚生年金の試算では、パート1人が厚生年金に移ると、雇う企業の保険料負担は健康保険と合わせて年約25万円増える。ただ、対象企業には新型コロナウイルスの影響が直撃した外食産業や小売業が多いとみられ、こうした企業がスケジュール通りに負担できるかが課題となる。

パートら短時間労働者が厚生年金と健康保険に入るには、勤め先の規模が「従業員501人以上」などの要件がある。改正法は、要件を2022年10月に「101人以上」、24年10月に「51人以上」へと緩和する。

年金を受け取り始める年齢の選択肢は、60〜75歳に広がる。75歳で受給を始めた場合、65歳からの受給開始より月額額は84%増える。

■年金改革関連法の主な内容

現状 今後
パートらへの厚生年金適用を拡大
勤め先が従業員501人以上 → 2022年10月から「101人以上」、24年10月から「51人以上」に

受給開始時期の選択肢拡大
60〜70歳の間で選択可 → 60〜75歳の間で選択可に
(22年4月施行)

働く受給者の年金減額基準を緩和
60〜64歳は月収28万円超、65歳以上は47万円超 → 一律47万円超に
(22年4月施行)

確定拠出年金の利用促進
加入上限は59歳。企業型と個人型（イデコ）は併用困難 → 企業型は69歳、イデコは64歳まで加入可能に
(22年5月施行)。企業型とイデコを併用しやすく
(22年10月施行)

(山本恭介、久永隆一)